

情報・システム研究機構国立極地研究所運営会議共同利用審議委員会
二次イオン質量分析研究分科会規程

（ 令和 6 年 3 月 2 6 日
所 長 裁 定 ）

（設置）

第 1 条 情報・システム研究機構国立極地研究所運営会議共同利用審議委員会規程第 7 条に基づき、二次イオン質量分析研究分科会（以下「分科会」という。）を置く。

（任務）

第 2 条 分科会は、二次イオン質量分析計（SHRIMP）について次に掲げる事項を審議する。

- 一 二次イオン質量分析計（SHRIMP）を用いた研究計画に関すること。
- 二 共同研究及び共同利用の採択ならびに優先順位等分析設備の活用に関すること。
- 三 二次イオン質量分析ラボラトリーの管理運営に関する重要事項。
- 四 その他必要と認められる事項に関すること。

（組織）

第 3 条 分科会は、委員 2 0 人以内で次に掲げる者をもって組織する。

- 一 所長が指名する副所長
- 二 極域科学資源センター長
- 三 二次イオン質量分析ラボラトリー責任者
- 四 学識経験のある者のうちから、所長が委嘱する者
- 五 情報・システム研究機構国立極地研究所の職員のうちから、所長が指名する者

2 特別の事項を調査審議するため、分科会に臨時委員を置くことができる。

（任期）

第 4 条 前条第 1 項第 4 号及び第 5 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（分科会長等）

第 5 条 分科会に分科会長及び副分科会長並びに幹事若干名を置く。

- 2 分科会長は、委員のうちから所長が指名する。
- 3 副分科会長は、委員の互選とする。
- 4 幹事は、委員のうちから分科会長が指名する。
- 5 分科会長は、分科会の会務を総理する。
- 6 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事は、分科会長の命を受け、議事を整理する。

(部会)

第6条 分科会にその定めるところにより、調査審議する事項を分担して行うため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員は、分科会長が指名する。

第7条 各部会に部会長、副部会長及び部会幹事を置く。

2 部会長、副部会長及び部会幹事は、当該部会の委員のうちから分科会長が指名する。

3 部会長は、部会の会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 部会幹事は、部会長の命を受け、議事を整理する。

(議事)

第8条 分科会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 分科会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。

3 前2項の規定は、部会の議事に準用する。

4 分科会長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 分科会の庶務は、管理部総務企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営等に関し必要な事項は、分科会が定める。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から適用する。

2 情報・システム研究機構国立極地研究所二次イオン質量分析研究委員会規則（平成29年1月24日情報・システム研究機構国立極地研究所規則第62号）（以下「委員会規則」という。）第3条により、令和6年4月1日以降の委員として委嘱又は指名された者は、この規程の施行によって委嘱又は指名された者とみなす。

3 委員会規則は廃止する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。